

# 日本庭女子会~にわとわに~ 規約

## 第1条（会の目的）

庭を取り巻く環境に設計・施工のプロフェッショナルとしてかかわる女性を中心となって集う「日本庭女子会~にわとわに~」は女性の特質を活かし、この職種の社会的認知の促進を目的とする。特にこの職種における女性の活躍の一般認知を促進し、目的に向かい会員同士の交流はもとより、関連する団体・個人、事柄との情報交換、ネットワーク構築、社会貢献に向け活動する。

## 第2条（名称）

この会の名称を「日本庭女子会~にわとわに~」（以下 にわとわに と略）とする。

## 第3条（事務局）

本会の事務局を以下に置く。

〒232-0025 神奈川県横浜市南区高砂町 2-24-5

株式会社 アフロとモヒカン内

## 第4条（会員）

本会の会員を以下の3種類とし、また男性サポーター枠も設置する。

- 1.プロフェッショナル会員：庭まわりの設計・施工・資材等に関わる仕事にプロとして従事し、一定以上のスキルを保持していることが認められ、本会の活動にも積極的にかかわれる女性。
- 2.エキスパート会員：庭まわりの設計・施工・資材等に関わる仕事にプロとして従事し、本会の活動に積極的にかかわれる女性、または本会の目的に賛同する女性。
- 3.サポーター会員：プロアマを問わず 本会の目的に賛同する女性
- 4.男性サポーター：本会の目的に賛同し応援する男性

## 第5条（入会条件）

- ・プロフェッショナル会員は、会員1名以上の推薦とその保持するスキルが求める基準値に達しているかどうか、委員長会（第7条）全員の審査・承認を必要とする。
  - ・エキスパート会員・サポーター会員及び男性サポーターは会員1名以上の推薦と委員長会の過半数の承認を必要とする。
- \*また、推薦人が見当たらない場合は、HPもしくは同会が主催する公開イベントの参加で申込書を取得し申し込みをすることができる。委員長会の承認後サポーター会員から入会することができる。
- ただし、1年後本人の希望と委員長会の承認があればエキスパート会員及びプロフェッショナル会員となることができる。

## 第6条（委員会）

本会は以下の6つの委員会を設置し、各委員会に委員長を置く。時代の変遷による委員会の設置、廃止、統合については、委員長会（第7条）で決定する。

- ・プロジェクト委員会：会が主催（もしくは参加・支援）する催事（ガーデンショー、講演、イベント等）の企画・運営。
- ・広報委員会：会の活動やお知らせを各媒体（HP、SNS等）で情報発信、メディア対応。活動記録や文章・

画像資料の保管管理。

- ・研修委員会：会のスキルアップのための見学会、報告会、施工技術、設計技術、資材情報に関する勉強会等の企画・運営。
- ・未来委員会：会の今後の活動に繋がるような情報キャッチ、業界内外の交流会等の企画・運営。
- ・販促委員会：会のパンフレット、リーフレットの表現、及び・販促ツールのデザイン・製作
- ・働く女性応援委員会：女性がいきいきと社会で働けるようなワークライフバランスやよりよい環境作りのためになることを企画、提案、実践、応援する。

## 第7条（運営・委員長会）

各委員長及び各エリア支部長、事務局、アドバイザーが集合したものを「委員長会」と称し、運営に関する決定機関とする。尚、委員長会が認めた会員が出席する場合もある。

## 第8条（任期）

各委員長、各エリア支部長、事務局、アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第9条（会費）

会費は年会費制とし、委員長会の合意をもって支出する。

尚、イベント等の参加については都度、別途徴収する場合がある。

- ・プロフェッショナル会員 10,000 円/年
- ・エキスパート会員 5,000 円/年
- ・サポーター会員 3,000 円/年
- ・男性サポーター 2,000 円/年

\*入会時の会費は4月～9月入会の場合、全額100%、10月～3月入会の場合、半額50%とする。

## 第10条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日～翌年3月末までとする。

## 第11条（禁止事項）

会員は次に掲げる行為を行わない。

- 1.本会及び本会の会員を誹謗・中傷する行為。
- 2.本会の運営を妨害する行為・
- 3.本会を利用して選挙運動及び宗教勧誘行為又はこれらに類似する行為。

## 第12条（会員資格の喪失）

会員は次の事由により退会となり、その資格を喪失する。

- 1.本人から退会の申し出があり、本会がそれを認めた場合。
- 2.更新時、年会費の支払いが3か月以上無く連絡も取れない場合。
- 3.第11条の禁止行為を行い、是正を求めるも応じず除名された場合。
- 4.会員が死亡した場合。
- 5.他の会員、本会、運営会社又は第三者を誹謗中傷する行為及びその真があると本会が判断した場合。

## 第 11 条（規約改正）

この規約は、会員の 2/3 以上の同意をもって改正することができる。但し、規約の変更内容を所定の方法（会員連絡メール等）により発表したのち 1 カ月を経過しても異議が出なかった場合、全会員が規約内容の変更同意したものみなす。

この規約は 2017 年 4 月 15 日から適用する。

- ・ 2017 年 11 月 28 日改正
- ・ 2018 年 5 月 31 日改正
- ・ 2018 年 8 月 4 日改正